

雇用保険の
支給要件がない方

自立支援教育訓練給付金 手続きのながれ



事前相談(要予約)
Tel:042-620-7362

- ・希望する資格など状況を伺い、利用できる制度を案内します。
- ・現在とスキルアップ後の生活を視覚化してサポートしていくための、計画(自立支援プログラム策定)を作成します。

受講申込前

自立支援
プログラム策定

受講講座指定
申請手続き

1週間程度
かかります

審査・決定

講座指定通知書が届いたら

受講申込

受講中

受講開始
～
受講終了



受講内容や転居など講座指定通知書の内容と変更があった場合、手続きが必要になる場合があります。

専門実践教育訓練講座

(半年ごとの支給を希望した方)

※ 半年ごとに分割支給の申請が必要です。

<提出書類等> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 講座受講料の支払い領収書
- ③ 教育訓練給付受講証明書
- ④ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑤ 印鑑

受講修了後
30日以内

支給申請

審査・支給決定

支給

<提出書類> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ③ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ④ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑤ 印鑑

専門実践教育訓練講座を受講修了1年以内に資格取得、就職等した方

追加支給
30日以内

支給申請

審査・支給決定

支給

<提出書類> (要予約) ※③④は省略できます

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 資格取得、就職等したことがわかる書類
- ③ 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ④ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ⑤ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑥ 印鑑



電子申請が
できます



ハローワーク八王子
雇用保険給付課
(1階12番窓口)
TEL:042-648-8656
八王子市子安町1-13-1

ハローワーク
八王子

- ① 雇用保険の受給資格を確認する
- ② 対象講座の「教育訓練給付金支給要件回答書」をもらう。

<提出書類等> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 教育訓練給付講座の資料
- ③ 教育訓練給付金支給要件回答書 (ハローワークから受けたもの)

支給申請

審査・支給決定

支給

雇用保険の支給

要件がある方

自立支援教育訓練給付金

手続きのながれ



- ・希望する資格など状況を伺い、利用できる制度を案内します。
- ・現在とスキルアップ後の生活を視覚化してサポートしていくための、計画（自立支援プログラム策定）を作成します。

事前相談(要予約)

Tel:042-620-7362

受講申込前

自立支援
プログラム策定

受講講座
指定申請手続き

審査・決定

ハローワーク
八王子

- ① 雇用保険の受給資格を確認する
- ② 対象講座の「教育訓練給付金支給要件回答書」をもらう。
- ③ 特定一般、専門実践教育訓練給付の場合、事前にキャリアコンサルタントの面接を受ける

ハローワーク八王子
雇用保険給付課
(1階12番窓口)

TEL : 042-648-8656
八王子市子安町1-13-1

電子申請ができます



<提出書類等>

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 教育訓練給付講座の資料
- ③ 教育訓練給付金支給要件回答書 (ハローワークから受けたもの)



講座指定通知書が届いたら

受講申込

受講内容や転居など
講座指定通知の内容と変更があった場合、
手続きが必要になる場合があります。

受講中

受講開始
~
受講修了



ハローワーク
八王子

雇用保険支給要件がある方

- ① 「教育訓練修了証明書」のコピーを取っておく。
- ② ハローワークで教育訓練給付金の支給申請をする。
- ③ ハローワークから「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」を受け取る。

電子申請
ができます



一般

20%

特定一般

40%

専門実践

50%

受講修了後30日以内

支給申請

審査・支給決定

支給

一般
・
特定一般

トータル
60%

<提出書類> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ③ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ④ 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
- ⑤ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑥ 印鑑

専門実践教育訓練講座を受講修了
1年以内に資格取得、就職等した方

ハローワーク
八王子

専門実践

追加給付
20%

受講した専門実践教育訓練が目標としている
資格取得等し、かつ修了した日の翌日から
1年以内に被保険者として雇用された場合に
追加給付を受けることができます。

追加支給
30日以内

支給申請

審査・支給決定

支給



専門実践

追加給付
15%
(トータル
85%)

<提出書類> (要予約)

- ① 母子・父子の戸籍謄本 ※省略できる場合あり
- ② 教育訓練講座受講料の支払い領収書
- ③ 「教育訓練修了証明書」(公共職業安定所長宛写し可)
- ④ 「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- ⑤ 資格取得、就職等したことがわかる書類
- ⑥ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑦ 印鑑